報告１号

議案第１５５号

長野市立学校職員の給与に関する条例及び長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年１２月１５日

提出者　長野市長　　荻　　原　　健　　司

長野市立学校職員の給与に関する条例及び長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

（長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第12条の４第１項第２号の表片道２キロメートル以上10キロメートル未満の項中「10キロメートル」を「75キロメートル」に改め、同表片道10キロメートル以上25キロメートル未満の項、片道25キロメートル以上40キロメートル未満の項、片道40キロメートル以上60キロメートル未満の項及び片道60キロメートル以上75キロメートル未満の項を削り、同表片道75キロメートル以上の項中「41,050円」を「52,100円」に改める。

第13条第２項中「 100分の 125」を「 100分の 127.5」に改め、同条第３項中「 100分の 125」を「 100分の 127.5」に、「 100分の70」を「 100分の72.5」に改める。

第13条の４第２項第１号中「 100分の 105」を「 100分の 107.5」に改め、同項第２号中「 100分の50」を「 100分の52.5」に改める。

第14条の６の２第２項第１号中「 7,100円」を「 7,400円」に改め、同項第２号中「 4,400円」を「 4,700円」に改め、同条第３項中「２万 2,000円」を「２万 3,500円」に、「１万 1,000円」を「１万 1,750円」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

学校職員給料表(1)

| 職員の区分 | 職務の級 / 号俸 | １　級 | ２　級 | ３　級 | ４　級 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 217,300 | 265,200 | 397,500 | 474,300 |
| | 2 | 219,700 | 266,600 | 399,000 | 476,200 |
| | 3 | 222,100 | 268,000 | 400,400 | 478,000 |
| | 4 | 224,400 | 269,400 | 401,800 | 479,800 |
| | 5 | 226,700 | 270,900 | 403,300 | 481,600 |
| | 6 | 229,000 | 272,100 | 404,700 | 483,300 |
| | 7 | 231,300 | 273,300 | 406,200 | 485,200 |
| | 8 | 233,500 | 274,500 | 407,700 | 487,100 |
| | 9 | 235,800 | 275,900 | 409,000 | 488,800 |
| | 10 | 238,000 | 277,000 | 410,400 | 490,400 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 11 | 240,200 | 278,100 | 411,900 | 492,100 |
| | 12 | 242,500 | 279,300 | 413,500 | 493,600 |
| | 13 | 244,700 | 280,700 | 414,800 | 495,100 |
| | 14 | 246,900 | 282,400 | 416,300 | 496,500 |
| | 15 | 249,000 | 284,100 | 417,900 | 497,900 |
| | 16 | 251,200 | 285,900 | 419,400 | 499,200 |
| | 17 | 253,300 | 287,600 | 420,800 | 500,500 |
| | 18 | 255,200 | 289,700 | 422,500 | 501,100 |
| | 19 | 256,900 | 291,900 | 424,100 | 501,700 |
| | 20 | 258,600 | 294,100 | 425,600 | 502,400 |
| | 21 | 260,400 | 296,400 | 426,900 | 503,000 |
| | 22 | 261,700 | 298,600 | 428,300 | |
| | 23 | 263,000 | 300,900 | 429,700 | |
| | 24 | 264,200 | 303,000 | 431,000 | |
| | 25 | 265,500 | 305,100 | 432,700 | |
| | 26 | 266,700 | 307,000 | 434,100 | |
| | 27 | 267,900 | 308,900 | 435,400 | |
| | 28 | 269,100 | 310,800 | 436,900 | |
| | 29 | 270,300 | 312,600 | 438,300 | |
| | 30 | 271,300 | 314,600 | 439,600 | |
| | 31 | 272,400 | 316,400 | 441,100 | |
| | 32 | 273,400 | 318,100 | 442,700 | |
| | 33 | 274,500 | 319,900 | 444,300 | |
| | 34 | 275,700 | 321,700 | 445,700 | |
| | 35 | 276,900 | 323,400 | 447,400 | |
| | 36 | 278,200 | 325,100 | 448,900 | |
| | 37 | 279,400 | 326,700 | 450,600 | |
| | 38 | 280,600 | 328,400 | 452,200 | |
| | 39 | 281,800 | 330,300 | 453,800 | |
| | 40 | 282,900 | 332,000 | 455,400 | |
| | 41 | 284,200 | 333,300 | 457,000 | |
| | 42 | 285,300 | 335,300 | 458,500 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 43 | 286, 300 | 337, 100 | 459, 700 | |
| | 44 | 287, 200 | 338, 900 | 460, 900 | |
| | 45 | 287, 800 | 340, 500 | 462, 200 | |
| | 46 | 288, 600 | 342, 400 | 463, 500 | |
| | 47 | 289, 500 | 344, 200 | 464, 700 | |
| | 48 | 290, 300 | 345, 900 | 465, 900 | |
| | 49 | 291, 000 | 347, 600 | 467, 100 | |
| | 50 | 291, 800 | 349, 400 | 468, 300 | |
| | 51 | 292, 500 | 351, 100 | 469, 500 | |
| | 52 | 293, 300 | 352, 800 | 470, 700 | |
| | 53 | 294, 100 | 354, 600 | 472, 000 | |
| | 54 | 295, 000 | 355, 900 | 473, 200 | |
| | 55 | 295, 700 | 357, 200 | 474, 400 | |
| | 56 | 296, 500 | 358, 600 | 475, 600 | |
| | 57 | 297, 200 | 360, 100 | 476, 800 | |
| | 58 | 297, 800 | 361, 700 | 477, 400 | |
| | 59 | 298, 600 | 363, 300 | 477, 900 | |
| | 60 | 299, 500 | 364, 900 | 478, 400 | |
| | 61 | 300, 200 | 366, 300 | 478, 900 | |
| | 62 | 300, 800 | 368, 000 | | |
| | 63 | 301, 600 | 369, 600 | | |
| | 64 | 302, 200 | 371, 000 | | |
| | 65 | 303, 200 | 372, 500 | | |
| | 66 | 304, 000 | 374, 200 | | |
| | 67 | 304, 800 | 375, 800 | | |
| | 68 | 305, 500 | 377, 300 | | |
| | 69 | 306, 100 | 378, 900 | | |
| | 70 | 306, 800 | 380, 500 | | |
| | 71 | 307, 500 | 382, 000 | | |
| | 72 | 308, 200 | 383, 600 | | |
| | 73 | 308, 900 | 385, 100 | | |
| | 74 | 309, 700 | 386, 700 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 75 | 310,400 | 388,400 | | |
| 定年前 | 76 | 310,900 | 389,900 | | |
| 再任用 | | | | | |
| 短時間 | 77 | 311,500 | 391,300 | | |
| 勤務学 | 78 | 312,100 | 392,800 | | |
| 校職員 | 79 | 312,800 | 394,200 | | |
| 以外の | 80 | 313,400 | 395,500 | | |
| 学校職 | | | | | |
| 員 | 81 | 314,000 | 396,800 | | |
| | 82 | 314,600 | 398,300 | | |
| | 83 | 315,300 | 399,600 | | |
| | 84 | 316,000 | 400,900 | | |
| | 85 | 316,600 | 402,000 | | |
| | 86 | 317,400 | 403,500 | | |
| | 87 | 318,100 | 404,800 | | |
| | 88 | 318,700 | 406,100 | | |
| | 89 | 319,500 | 407,400 | | |
| | 90 | 320,300 | 408,700 | | |
| | 91 | 321,100 | 409,800 | | |
| | 92 | 321,900 | 411,000 | | |
| | 93 | 322,400 | 412,300 | | |
| | 94 | 323,200 | 413,400 | | |
| | 95 | 324,100 | 414,600 | | |
| | 96 | 324,900 | 415,800 | | |
| | 97 | 325,500 | 417,300 | | |
| | 98 | 326,200 | 418,300 | | |
| | 99 | 327,000 | 419,300 | | |
| | 100 | 327,700 | 420,300 | | |
| | 101 | 328,500 | 421,200 | | |
| | 102 | 329,400 | 422,300 | | |
| | 103 | 330,300 | 423,400 | | |
| | 104 | 331,100 | 424,500 | | |
| | 105 | 331,700 | 425,200 | | |
| | 106 | 332,500 | 426,100 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 107 | 333, 300 | 427, 100 | | | |
| | 108 | 334, 200 | 428, 000 | | | |
| | 109 | 334, 900 | 428, 800 | | | |
| | 110 | 335, 300 | 429, 600 | | | |
| | 111 | 335, 600 | 430, 400 | | | |
| | 112 | 336, 100 | 431, 200 | | | |
| | 113 | 336, 600 | 431, 900 | | | |
| | 114 | 337, 000 | 432, 600 | | | |
| | 115 | 337, 400 | 433, 300 | | | |
| | 116 | 337, 800 | 434, 000 | | | |
| | 117 | 338, 300 | 434, 600 | | | |
| | 118 | 338, 900 | 435, 100 | | | |
| | 119 | 339, 300 | 435, 400 | | | |
| | 120 | 339, 800 | 435, 700 | | | |
| | 121 | 340, 300 | 436, 000 | | | |
| | 122 | 340, 700 | 436, 300 | | | |
| | 123 | 341, 100 | 436, 700 | | | |
| | 124 | 341, 600 | 436, 900 | | | |
| | 125 | 342, 100 | 437, 100 | | | |
| | 126 | 342, 400 | 437, 400 | | | |
| | 127 | 342, 700 | 437, 700 | | | |
| | 128 | 343, 000 | 437, 900 | | | |
| | 129 | 343, 200 | 438, 100 | | | |
| | 130 | 343, 600 | 438, 400 | | | |
| | 131 | 343, 900 | 438, 700 | | | |
| | 132 | 344, 100 | 438, 900 | | | |
| | 133 | 344, 300 | 439, 100 | | | |
| | 134 | 344, 500 | 439, 400 | | | |
| | 135 | 344, 700 | 439, 700 | | | |
| | 136 | 345, 000 | 439, 900 | | | |
| | 137 | 345, 300 | 440, 100 | | | |
| | 138 | 345, 500 | 440, 400 | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 139 | 345,800 | 440,700 | | |
| | 140 | 346,100 | 440,900 | | |
| | 141 | 346,300 | 441,100 | | |
| | 142 | 346,500 | 441,500 | | |
| | 143 | 346,800 | 441,800 | | |
| | 144 | 347,000 | 442,000 | | |
| | 145 | 347,300 | 442,200 | | |
| | 146 | 347,500 | | | |
| | 147 | 347,800 | | | |
| | 148 | 348,100 | | | |
| | 149 | 348,400 | | | |
| | 150 | 348,600 | | | |
| | 151 | 348,900 | | | |
| | 152 | 349,200 | | | |
| | 153 | 349,400 | | | |
| 定年前再任用短時間勤務学校職員 | | 基準給料月額<br>円<br>252,300 | 基準給料月額<br>円<br>294,900 | 基準給料月額<br>円<br>355,400 | 基準給料月額<br>円<br>445,000 |

備考　この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が３級であるものの給料月額は、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第２（第５条関係）

学校職員給料表(2)

| 職員の区分 | 職務の級<br>号俸 | １　級<br>給料月額 |
|---|---|---|
| | | 円 |
| | 1 | 217,300 |
| | 2 | 219,700 |
| | 3 | 222,100 |
| | 4 | 224,400 |
| | 5 | 226,700 |
| | 6 | 229,000 |

| | | |
|---|---|---|
| | 7 | 231, 300 |
| | 8 | 233, 500 |
| | 9 | 235, 800 |
| | 10 | 238, 000 |
| | 11 | 240, 200 |
| | 12 | 242, 500 |
| | 13 | 244, 700 |
| | 14 | 246, 900 |
| | 15 | 249, 000 |
| | 16 | 251, 200 |
| | 17 | 253, 300 |
| | 18 | 255, 200 |
| | 19 | 256, 900 |
| | 20 | 258, 600 |
| | 21 | 260, 400 |
| | 22 | 261, 700 |
| | 23 | 263, 000 |
| | 24 | 264, 200 |
| | 25 | 265, 500 |
| | 26 | 266, 600 |
| | 27 | 267, 700 |
| | 28 | 268, 800 |
| | 29 | 270, 100 |
| | 30 | 271, 200 |
| | 31 | 272, 300 |
| | 32 | 273, 300 |
| | 33 | 274, 400 |
| | 34 | 275, 500 |
| | 35 | 276, 500 |
| | 36 | 277, 600 |
| | 37 | 278, 800 |
| | 38 | 279, 800 |

| | | |
|---|---|---|
| | 39 | 280,800 |
| | 40 | 281,900 |
| | 41 | 283,100 |
| | 42 | 284,200 |
| | 43 | 285,400 |
| | 44 | 286,500 |
| | 45 | 287,400 |
| | 46 | 288,200 |
| | 47 | 289,000 |
| | 48 | 289,900 |
| | 49 | 290,500 |
| | 50 | 291,300 |
| | 51 | 292,000 |
| | 52 | 292,700 |
| | 53 | 293,500 |
| | 54 | 294,400 |
| | 55 | 295,000 |
| | 56 | 295,700 |
| | 57 | 296,400 |
| | 58 | 297,200 |
| | 59 | 298,000 |
| 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員 | 60 | 298,600 |
| | 61 | 299,300 |
| | 62 | 300,000 |
| | 63 | 300,700 |
| | 64 | 301,200 |
| | 65 | 301,900 |
| | 66 | 302,600 |
| | 67 | 303,200 |
| | 68 | 303,800 |
| | 69 | 304,600 |
| | 70 | 305,300 |

| | | |
|---|---|---|
| | 71 | 305, 900 |
| | 72 | 306, 600 |
| | 73 | 307, 100 |
| | 74 | 307, 700 |
| | 75 | 308, 400 |
| | 76 | 308, 900 |
| | 77 | 309, 600 |
| | 78 | 310, 200 |
| | 79 | 310, 800 |
| | 80 | 311, 400 |
| | 81 | 311, 900 |
| | 82 | 312, 400 |
| | 83 | 313, 000 |
| | 84 | 313, 600 |
| | 85 | 314, 100 |
| | 86 | 314, 500 |
| | 87 | 315, 000 |
| | 88 | 315, 500 |
| | 89 | 315, 900 |
| | 90 | 316, 400 |
| | 91 | 316, 800 |
| | 92 | 317, 300 |
| | 93 | 317, 600 |
| | 94 | 318, 100 |
| | 95 | 318, 600 |
| | 96 | 319, 100 |
| | 97 | 319, 400 |
| | 98 | 319, 800 |
| | 99 | 320, 200 |
| | 100 | 320, 600 |
| | 101 | 321, 000 |
| | 102 | 321, 300 |

| | | |
|---|---|---|
| | 103 | 321,600 |
| | 104 | 321,900 |
| | 105 | 322,100 |
| | 106 | 322,400 |
| | 107 | 322,700 |
| | 108 | 322,900 |
| | 109 | 323,100 |
| | 110 | 323,300 |
| | 111 | 323,600 |
| | 112 | 324,000 |
| | 113 | 324,200 |
| | 114 | 324,400 |
| | 115 | 324,600 |
| | 116 | 324,900 |
| | 117 | 325,200 |
| | 118 | 325,400 |
| | 119 | 325,700 |
| | 120 | 326,000 |
| | 121 | 326,200 |
| | 122 | 326,400 |
| | 123 | 326,600 |
| | 124 | 326,900 |
| | 125 | 327,200 |
| 定年前再任用短時間勤務学校職員 | | 基準給料月額<br>円<br>243,300 |

第２条　長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第２項第４号及び第14条の４の２を削る。

第14条の５中「及び前条」を削る。

第14条の８第３項を同条第４項とし、同条第２項中「 8,000円」を「 8,600円」に、「て、」を「、前項に掲げる校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を

考慮して、」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　教育公務員特例法第13条第２項に規定する条例で定める校務の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学級（小学校、中学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

別表第１備考中「は、この表の額に 7,700円」を「は同表の額に11,500円を、その職務の級が４級であるものの給料月額は同表の額に 3,800円」に改める。

第３条　長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の２第２項中「 100分の 1.6」を「 100分の 1.8」に改める。

第12条の２の４第１項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会において居住の実情を認定することができる場合として教育委員会が定める場合は、この限りでない。

第12条の２の４第２項中「者が離職し、」を「者が離職した日（教育委員会が定める場合にあつては、当該離職した日以降の日で教育委員会が定める日）」に改める。

第12条の４第１項第２号中「次の表の左欄に掲げる」を「支給単位期間につき、69,100円を超えない範囲内で」に、「、支給単位期間につき、同表の右欄に定める」を「て教育委員会が定める」に改め、同号の表を削る。

第13条第２項中「 100分の 127.5」を「 100分の126.25」に改め、同条第３項中「 100分の 127.5」を「 100分の126.25」に、「 100分の72.5」を「 100分の71.25」に改める。

第13条の４第２項第１号中「 100分の 107.5」を「 100分の106.25」に改め、同項第２号中「 100分の52.5」を「 100分の 51.25」に改める。

（長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

第４条　長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「 100分の４」を「 100分の10」に改める。

第４条第１項第１号中「第13条の４」の次に「、第14条の７の２、第14条の８」を加える。

附則に次の１項を加える。

（教職調整額の支給に関する経過措置）

４　次の表の左欄に掲げる期間における第３条第１項の規定の適用については、同項中「 100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 左欄 | 右欄 |
|---|---|
| 令和８年１月１日から同年12月31日まで | 100分の５ |

| | |
|---|---|
| 令和９年１月１日から同年12月31日まで | 100分の６ |
| 令和10年１月１日から同年12月31日まで | 100分の７ |
| 令和11年１月１日から同年12月31日まで | 100分の８ |
| 令和12年１月１日から同年12月31日まで | 100分の９ |

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は令和８年１月１日から、第３条及び附則第６項の規定は同年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の長野市立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第12条の４第１項第２号、第14条の６の２第２項及び第３項、別表第１並びに別表第２の規定は令和７年４月１日から、改正後の給与条例第13条第２項及び第３項並びに第13条の４第２項の規定並びに附則第５項の規定による改正後の長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年長野市条例第46号）（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第８条第３項の規定は同年12月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条の規定による改正前の長野市立学校職員の給与に関する条例又は附則第５項の規定による改正前の長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて、令和７年４月１日以後の分として学校職員に支払われた給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

５　長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第３項中「 100分の 125」を「 100分の 127.5」に、「 100分の95」を「 100分の97.5」に、「 100分の 105」を「 100分の 107.5」に、「 100分の 87.5」を「 100分の90」に改める。

６　長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第３項中「 100分の 127.5」を「 100分の126.25」に、「 100分の97.5」を「 100分の 96.25」に、「 100分の 107.5」を「 100分の106.25」に、「 100分の90」を「 100分の 88.75」に改める。

議案第１５５号

長野市立学校職員の給与に関する条例及び長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例 ~~(案)~~ 要綱

教育委員会事務局学校教育課

<table>
<tr><th>事　　項</th><th>説　　明</th></tr>
<tr><td>1　改正の理由</td><td>長野県学校職員の給与が改定されるため、この条例で定める長野市立学校の学校職員（以下「学校職員」という。）についても同様に措置することに伴い、改正するもの</td></tr>
<tr><td>2　改正の内容</td><td>主な内容は、次のとおり<br>(1) 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第１条、第２条、第３条関係）<br>ア　学校職員に対して支給する給料月額及び宿日直手当並びに通勤のため自動車等を使用することを常例とする学校職員に対して支給する令和７年度分の通勤手当の月額について、長野県学校職員と同様に引き上げる。<br>イ　義務教育等教員特別手当の月額の上限を 8,000円から 8,600円に引き上げる。<br>ウ　地域手当の月額の支給割合を 100分の 1.6から 100分の 1.8に引き上げる。<br>エ　通勤のため自動車等を使用することを常例とする学校職員に対して支給する令和８年度以降の年度分の通勤手当に係る支給区分等について長野県学校職員と同様に改定する。<br>オ　学校職員に対して令和７年度12月期に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように引き上げる。
<table>
<tr><th>区分</th><th>現行</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td>期末手当</td><td>1.25月</td><td>1.275月</td></tr>
<tr><td>勤勉手当</td><td>1.05月</td><td>1.075月</td></tr>
</table>
カ　学校職員に対して令和８年度６月期及び12月期に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th>現行<br>（令和７年度）</th><th>改定後<br>（令和８年度）</th></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="2">期末手当</td><td>６月</td><td>1.25月</td><td>1.2625月</td></tr>
<tr><td>12月</td><td>1.275月</td><td>1.2625月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">勤勉手当</td><td>６月</td><td>1.05月</td><td>1.0625月</td></tr>
<tr><td>12月</td><td>1.075月</td><td>1.0625月</td></tr>
</table>
(2) 長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例の一部改正（第４条関係）<br>教職調整額の支給割合を次のように段階的に引き上げる。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>支給割合</th></tr>
<tr><td>令和８年１月１日から同年12月31日まで</td><td>100分の５</td></tr>
<tr><td>令和９年１月１日から同年12月31日まで</td><td>100分の６</td></tr>
<tr><td>令和10年１月１日から同年12月31日まで</td><td>100分の７</td></tr>
<tr><td>令和11年１月１日から同年12月31日まで</td><td>100分の８</td></tr>
<tr><td>令和12年１月１日から同年12月31日まで</td><td>100分の９</td></tr>
<tr><td>令和13年１月１日以降</td><td>100分の10</td></tr>
</table>
(3) 長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正<br>（附則第５項、附則第６項関係）</td></tr>
<tr><td>３　施行期日等</td><td>公布の日から施行する。ただし、(1) イ及び(2) については令和８年１月１日から、(1) ウ、エ及びカについては令和８年４月１日から施行する。</td></tr>
<tr><td>４　審議状況</td><td>(1) 法規審査委員会の決定　12月　9日<br>(2) 庁　議　の　決　定　月　日</td></tr>
</table>

長野市立学校職員の給与に関する条例　新旧対照表【第１条関係】

## 改正後

○長野市立学校職員の給与に関する条例

昭和41年10月16日長野市条例第96号

（通勤手当の額）

第12条の４　通勤手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　略

（２）　前条第２号に掲げる学校職員　次の表の左欄に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に定める額（定年前再任用短時間勤務学校職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会が定める学校職員にあつては、その額から、その額に教育委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

| | |
|---|---|
| 片道２キロメートル未満 | 2,460円 |
| 片道２キロメートル以上75キロメートル未満 | 2,460円に２キロメートルを超える距離が１キロメートル増すごとに680円を加えた額 |
| （削除） | |
| （削除） | |
| （削除） | |
| （削除） | |

## 改正前

○長野市立学校職員の給与に関する条例

昭和41年10月16日長野市条例第96号

（通勤手当の額）

第12条の４　通勤手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　略

（２）　前条第２号に掲げる学校職員　次の表の左欄に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に定める額（定年前再任用短時間勤務学校職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会が定める学校職員にあつては、その額から、その額に教育委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

| | |
|---|---|
| 片道２キロメートル未満 | 2,460円 |
| 片道２キロメートル以上10キロメートル未満 | 2,460円に２キロメートルを超える距離が１キロメートル増すごとに680円を加えた額 |
| 片道10キロメートル以上25キロメートル未満 | 7,900円に10キロメートルを超える距離が１キロメートル増すごとに620円を加えた額 |
| 片道25キロメートル以上40キロメートル未満 | １万7,200円に25キロメートルを超える距離が１キロメートル増すごとに610円を加えた額 |
| 片道40キロメートル以上60キロメートル未満 | ２万6,350円に40キロメートルを超える距離が１キロメートル増すごとに420円を加えた額 |
| 片道60キロメートル以上75キロメートル未満 | ３万4,750円に60キロメートルを超える距離が１キロメートル増すごとに |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| | |
| 片道75キロメートル以上　52,100円 | 420円を加えた額 |
| | 片道75キロメートル以上　41,050円 |
| （３）・（４）　略 | （３）・（４）　略 |
| ２・３　略 | ２・３　略 |
| （期末手当） | （期末手当） |
| 第13条　略 | 第13条　略 |
| ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該学校職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 | ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該学校職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 |
| （１）～（４）　略 | （１）～（４）　略 |
| ３　定年前再任用短時間勤務学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。 | ３　定年前再任用短時間勤務学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。 |
| ４～６　略 | ４～６　略 |
| （勤勉手当） | （勤勉手当） |
| 第13条の４　略 | 第13条の４　略 |
| ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 | ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 |
| （１）　前項の学校職員のうち定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員　当該学校職員の勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額 | （１）　前項の学校職員のうち定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員　当該学校職員の勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額 |
| （２）　前項の学校職員のうち定年前再任用短時間勤務学校職員　当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額 | （２）　前項の学校職員のうち定年前再任用短時間勤務学校職員　当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ３～５　略<br>（宿日直手当）<br>第14条の６の２　略<br>２　宿日直手当の額は、次の各号に掲げる宿日直勤務１回につき、当該各号に定める額（勤務が行われる時間が、勤務が通常行われる日の勤務時間の２分の１に相当する時間である日で教育委員会が定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。ただし、その勤務した時間が５時間未満の場合は、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。<br>（１）　教育委員会が定める業務を主として行う宿日直勤務　7,400円<br>（２）　前号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤務　4,700円<br>３　第１項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、月額２万3,500円とする。ただし、月の初日から末日までの期間において、勤務した日数がその期間の２分の１以下の場合にあつては、月額１万1,750円とする。<br>４　略<br>別表第１（第５条関係）<br>学校職員給料表（１）　改正条例案のとおり<br>別表第２（第５条関係）<br>学校職員給料表（２）　改正条例案のとおり | ３～５　略<br>（宿日直手当）<br>第14条の６の２　略<br>２　宿日直手当の額は、次の各号に掲げる宿日直勤務１回につき、当該各号に定める額（勤務が行われる時間が、勤務が通常行われる日の勤務時間の２分の１に相当する時間である日で教育委員会が定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。ただし、その勤務した時間が５時間未満の場合は、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。<br>（１）　教育委員会が定める業務を主として行う宿日直勤務　7,100円<br>（２）　前号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤務　4,400円<br>３　第１項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、月額２万2,000円とする。ただし、月の初日から末日までの期間において、勤務した日数がその期間の２分の１以下の場合にあつては、月額１万1,000円とする。<br>４　略<br>別表第１（第５条関係）<br>学校職員給料表（１）<br>別表第２（第５条関係）<br>学校職員給料表（２） |

長野市立学校職員の給与に関する条例　新旧対照表【第２条関係】

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○長野市立学校職員の給与に関する条例<br>昭和41年10月16日長野市条例第96号 | ○長野市立学校職員の給与に関する条例<br>昭和41年10月16日長野市条例第96号 |
| （特殊勤務手当）<br>第14条　略<br>２　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。<br>（１）～（３）　略<br>（削除） | （特殊勤務手当）<br>第14条　略<br>２　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。<br>（１）～（３）　略<br>（４）　多学年学級担当手当 |
| （削除） | （多学年学級担当手当）<br>第14条の４の２　多学年学級担当手当は、小学校又は中学校の２以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する学校職員のうち教育委員会が定めるものが、その学級における授業又は指導に従事したときに支給する。<br>２　前項の手当の額は、勤務１日につき次の各号に掲げる額とする。<br>（１）　３以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導　180円<br>（２）　２の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導　150円 |
| （特殊勤務手当の併給禁止）<br>第14条の５　第14条の２の規定は、第10条第１項の規定の適用を受ける学校職員及び第14条の３第１項第５号に掲げる業務に従事した場合において同項の規定の適用を受ける学校職員には、適用しない。 | （特殊勤務手当の併給禁止）<br>第14条の５　第14条の２及び前条の規定は、第10条第１項の規定の適用を受ける学校職員及び第14条の３第１項第５号に掲げる業務に従事した場合において同項の規定の適用を受ける学校職員には、適用しない。 |
| （義務教育等教員特別手当）<br>第14条の８　略 | （義務教育等教員特別手当）<br>第14条の８　略 |
| ２　教育公務員特例法第13条第２項に規定する条例で定める校務の種類は、次に掲げるとおりとする。<br>（１）　学級（小学校、中学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を | （新設） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 除く。）を担任する業務<br>（２）　前号に掲げるもの以外の校務<br>３　義務教育等教員特別手当の月額は、8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸（定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、職務の級）の別に応じ、前項に掲げる校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、教育委員会が定める額とする。<br>４　略<br>別表第１（第５条関係）<br>学校職員給料表（１）　表略<br>備考　この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が３級であるものの給料月額は同表の額に11,500円を、その職務の級が４級であるものの給料月額は同表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。 | ２　義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸（定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、職務の級）の別に応じて、教育委員会が定める額とする。<br>３　略<br>別表第１（第５条関係）<br>学校職員給料表（１）　表略<br>備考　この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が３級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。 |

長野市立学校職員の給与に関する条例　新旧対照表【第３条関係】

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○長野市立学校職員の給与に関する条例<br>昭和41年10月16日長野市条例第96号<br>（地域手当）<br>第12条の２　略<br>２　地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の1.8を乗じて得た額とする。<br>３　略<br>（住居手当の支給方法）<br>第12条の２の４　新たに学校職員となつた者が住居手当の支給の要件を具備する学校職員である場合又は学校職員が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会において居住の実情を認定することができる場合として教育委員会が定める場合は、この限りでない。<br>（１）～（３）　略<br>２　住居手当の支給は、新たに学校職員となつた者が住居手当の支給の要件を具備する学校職員である場合においてはその者が学校職員となつた日、住居手当を受けていない学校職員が新たに前項第１号の規定に該当する学校職員となつた場合においてはその該当することとなつた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を受けている学校職員が離職し、又は死亡した場合においてはその者が離職した日（教育委員会が定める場合にあつては、当該離職した日以降の日で教育委員会が定める日）又は死亡した日、住居手当を受けている学校職員が前項第２号に該当する学校職員となつた場合においてはその該当することとなつた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた | ○長野市立学校職員の給与に関する条例<br>昭和41年10月16日長野市条例第96号<br>（地域手当）<br>第12条の２　略<br>２　地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の1.6を乗じて得た額とする。<br>３　略<br>（住居手当の支給方法）<br>第12条の２の４　新たに学校職員となつた者が住居手当の支給の要件を具備する学校職員である場合又は学校職員が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。<br>（１）～（３）　略<br>２　住居手当の支給は、新たに学校職員となつた者が住居手当の支給の要件を具備する学校職員である場合においてはその者が学校職員となつた日、住居手当を受けていない学校職員が新たに前項第１号の規定に該当する学校職員となつた場合においてはその該当することとなつた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を受けている学校職員が離職し、又は死亡した場合においてはその者が離職し、又は死亡した日、住居手当を受けている学校職員が前項第２号に該当する学校職員となつた場合においてはその該当することとなつた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 | の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 |
| ３・４　略 | ３・４　略 |
| （通勤手当の額） | （通勤手当の額） |
| 第12条の４　通勤手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 | 第12条の４　通勤手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 |
| （１）　略 | （１）　略 |
| （２）　前条第２号に掲げる学校職員　支給単位期間につき、69,100円を超えない範囲内で自動車等を使用する距離の区分に応じて教育委員会が定める額（定年前再任用短時間勤務学校職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会が定める学校職員にあつては、その額から、その額に教育委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額）<br>（削除） | （２）　前条第２号に掲げる学校職員　次の表の左欄に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に定める額（定年前再任用短時間勤務学校職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会が定める学校職員にあつては、その額から、その額に教育委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額）<br>片道２キロメートル未満：2,460円<br>片道２キロメートル以上75キロメートル未満：2,460円に２キロメートルを超える距離が１キロメートル増すごとに680円を加えた額<br>片道75キロメートル以上：52,100円 |
| （３）・（４）　略 | （３）・（４）　略 |
| ２・３　略 | ２・３　略 |
| （期末手当） | （期末手当） |
| 第13条　略 | 第13条　略 |
| ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該学校職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 | ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該学校職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 |
| （１）～（４）　略 | （１）～（４）　略 |
| ３　定年前再任用短時間勤務学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。 | ３　定年前再任用短時間勤務学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ４～６　略<br>（勤勉手当）<br>第13条の４　略<br>２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。<br>（１）　前項の学校職員のうち定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員　当該学校職員の勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額<br>（２）　前項の学校職員のうち定年前再任用短時間勤務学校職員　当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額<br>３～５　略 | ４～６　略<br>（勤勉手当）<br>第13条の４　略<br>２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。<br>（１）　前項の学校職員のうち定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員　当該学校職員の勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額<br>（２）　前項の学校職員のうち定年前再任用短時間勤務学校職員　当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額<br>３～５　略 |

長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例　新旧対照表　【第４条関係】

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例<br>昭和46年12月25日長野市条例第68号<br>（教職調整額の支給等）<br>第３条　学校職員（長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号。以下「給与条例」という。）別表第１又は別表第２の適用を受ける者（校長、副校長及び教頭並びに給与条例第２条第２項第２号に規定するフルタイム会計年度任用学校職員及び同項第３号に規定するパートタイム会計年度任用学校職員を除く。第５条において同じ。））には、その者の給料月額の100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。<br>２　略<br>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）<br>第４条　前条第１項に規定する教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく教育委員会規則等の規定の適用については、同項に規定する教職調整額は、給料とみなす。<br>（１）　給与条例（第12条の２、第13条、第13条の４、第14条の７の２、第14条の８、第14条の９及び第17条に限る。）<br>（２）～（４）　略<br>附　則<br>（教職調整額の支給に関する経過措置）<br>４　次の表の左欄に掲げる期間における第３条第１項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 | ○長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例<br>昭和46年12月25日長野市条例第68号<br>（教職調整額の支給等）<br>第３条　学校職員（長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号。以下「給与条例」という。）別表第１又は別表第２の適用を受ける者（校長、副校長及び教頭並びに給与条例第２条第２項第２号に規定するフルタイム会計年度任用学校職員及び同項第３号に規定するパートタイム会計年度任用学校職員を除く。第５条において同じ。））には、その者の給料月額の100分の４に相当する額の教職調整額を支給する。<br>２　略<br>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）<br>第４条　前条第１項に規定する教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく教育委員会規則等の規定の適用については、同項に規定する教職調整額は、給料とみなす。<br>（１）　給与条例（第12条の２、第13条、第13条の４、第14条の９及び第17条に限る。）<br>（２）～（４）　略<br>附　則<br>（新設） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 左欄 | 右欄 |
| 令和８年１月１日から同年12月31日まで | 100分の５ |
| 令和９年１月１日から同年12月31日まで | 100分の６ |
| 令和10年１月１日から同年12月31日まで | 100分の７ |
| 令和11年１月１日から同年12月31日まで | 100分の８ |
| 令和12年１月１日から同年12月31日まで | 100分の９ |

長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例　新旧対照表【附則第５項関係】

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例<br>平成15年12月24日長野市条例第46号<br>（給与に関する条例の適用除外等）<br>第８条　略<br>２　略<br>３　特定任期付職員に対する学校職員給与条例第３条第１項及び第２項、第13条第２項、第13条の４第２項第１号並びに第14条の７第１項の規定の適用については、学校職員給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年長野市条例第46号）第７条の規定」と、同条第２項中「この条例」とあるのは「この条例及び長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条の規定」と、学校職員給与条例第13条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、学校職員給与条例第13条の４第２項第１号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、学校職員給与条例第14条の７第１項中「学校職員が」とあるのは「学校職員及び長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条第１項に規定する特定任期付職員である学校職員が」と、「当該学校職員」とあるのは「これらの学校職員」とする。 | ○長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例<br>平成15年12月24日長野市条例第46号<br>（給与に関する条例の適用除外等）<br>第８条　略<br>２　略<br>３　特定任期付職員に対する学校職員給与条例第３条第１項及び第２項、第13条第２項、第13条の４第２項第１号並びに第14条の７第１項の規定の適用については、学校職員給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年長野市条例第46号）第７条の規定」と、同条第２項中「この条例」とあるのは「この条例及び長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条の規定」と、学校職員給与条例第13条第２項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、学校職員給与条例第13条の４第２項第１号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、学校職員給与条例第14条の７第１項中「学校職員が」とあるのは「学校職員及び長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条第１項に規定する特定任期付職員である学校職員が」と、「当該学校職員」とあるのは「これらの学校職員」とする。 |

長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例　新旧対照表【附則第６項関係】

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例<br>平成15年12月24日長野市条例第46号<br>（給与に関する条例の適用除外等）<br>第８条　略<br>２　略<br>３　特定任期付職員に対する学校職員給与条例第３条第１項及び第２項、第13条第２項、第13条の４第２項第１号並びに第14条の７第１項の規定の適用については、学校職員給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年長野市条例第46号）第７条の規定」と、同条第２項中「この条例」とあるのは「この条例及び長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条の規定」と、学校職員給与条例第13条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、学校職員給与条例第13条の４第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、学校職員給与条例第14条の７第１項中「学校職員が」とあるのは「学校職員及び長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条第１項に規定する特定任期付職員である学校職員が」と、「当該学校職員」とあるのは「これらの学校職員」とする。 | ○長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例<br>平成15年12月24日長野市条例第46号<br>（給与に関する条例の適用除外等）<br>第８条　略<br>２　略<br>３　特定任期付職員に対する学校職員給与条例第３条第１項及び第２項、第13条第２項、第13条の４第２項第１号並びに第14条の７第１項の規定の適用については、学校職員給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年長野市条例第46号）第７条の規定」と、同条第２項中「この条例」とあるのは「この条例及び長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条の規定」と、学校職員給与条例第13条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、学校職員給与条例第13条の４第２項第１号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、学校職員給与条例第14条の７第１項中「学校職員が」とあるのは「学校職員及び長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条第１項に規定する特定任期付職員である学校職員が」と、「当該学校職員」とあるのは「これらの学校職員」とする。 |